

改正

平成18年12月25日条例第265号

平成21年12月25日条例第36号

平成22年3月29日条例第8号

平成24年12月28日条例第27号

平成28年3月23日条例第10号

奄美市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に支給することにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、12歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。

2 この条例において「助成対象子ども」とは、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもで、奄美市の区域内に住所を有するもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている子どもを除く。）をいう。ただし、奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第101号）及び奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第93号）の対象者である子どもは除く。

3 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金員をいう。

(助成対象者)

第3条 第1条に定める医療費の助成の対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による助成対象子どもの保護者とする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、子ども1人1月の医療費に係る一部負担金の額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

3 前項の規定にかかわらず、市長は、助成対象子どもに係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格者の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、市長の助成金受給資格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者（以下「受給資格者」という。）は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成金資格者証（以下

「資格者証」という。)を交付する。

(受給資格者証の提示)

第6条の2 助成対象子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面(以下「被保険者証」という。)とともに資格者証を提示しなければならない。

(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。

3 第1項の申請は、助成対象子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を超えるときは、行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったとき又は前条第2項の規定による申請があったものとみなされるときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 助成対象子どもの受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の名瀬市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年名瀬市条例第49号）、住用村乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年住用村条例第25号）又は笠利町乳幼児医療費助成条例（昭和48年笠利町条例第29号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された受給資格者証は、その有効期間が終了するまでの間は、この条例の相当規定により交付された受給資格者証とみなす。

附 則（平成18年12月25日条例第265号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月1日以後の診療分から適用する。

附 則（平成21年12月25日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年1月1日以後の診療分から適用する。

附 則（平成22年3月29日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第5項の規定は、平成24年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療に係る医療費の助成について適用する。この場合において、適用日からこの条例の公布の日までの間に受けた訪問看護療養

費及び家族訪問看護療養費に係る保険給付であって、新条例第7条第1項の規定により支給の申請を行うものについては、同条第3項中「助成対象乳幼児が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を超えるときは」とあるのは、「平成25年7月1日以後」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月23日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の奄美市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。